

第二百四回国会衆議院において採択

された請願の処理経過

第二百四回国会において、衆議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてそれぞれの請願の関係府省に送付し、関係府省からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に付して決定することとした。その結果処理案を決定したものは、左記のとおりである。

右の処理要領を収録すれば、別紙のとおりである。

記

内閣受理件数

処理案決定件数

第二百四回国会

五九五件

五九五件

所管府省別目次

(第二百四回国会請願)

一、法務省	一
一、厚生労働省	六

ページ

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願（第一一七六号） 同（第一二四七号） 同（第一二四八号） 同（第一二四九号） 同（第一二九九号） 同（第一三〇〇号） 同（第一三〇一号） 同（第一三〇二号） 同（第一三〇三号） 同（第一三〇四号） 同（第一四一三号） 同（第一四一四号） 同（第一四一五号） 同（第一四一六号） 同（第一四一七号） 同（第一四一八号） 同（第一四一九号）	法務省	<p>法務局、更生保護官署、地方出入国在留管理官署及び少年院については、従来から事務及び定員配置の合理化を図るとともに、一方において増員等の措置を講じてきたところであるが、今後も法務行政に対する国民の負託に柔軟に応えられるよう、現下の厳しい行財政事情が許す範囲内で適正な措置を講ずるよう努力してまいりたい。</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第一四九〇号） 同（第一五八三号） 同（第一五八四号） 同（第一五八五号） 同（第一五八六号） 同（第一五八七号） 同（第一五八八号） 同（第一五八九号） 同（第一五九〇号） 同（第一七四一号） 同（第一七四二号） 同（第一七四三号） 同（第一七四四号） 同（第一八四九号） 同（第一八五〇号） 同（第二〇五四号） 同（第二〇五五号） 同（第二〇五六号） 同（第二〇五七号）		

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
<p>同(第二〇五八号) 同(第二〇五九号) 同(第二〇六〇号) 同(第二〇六一号) 同(第二〇六二号) 同(第二〇六三号) 同(第二〇六四号) 同(第二〇六五号) 同(第二〇六六号) 同(第二一六五号) 同(第二一六六号) 同(第二一六七号) 同(第二一九七号) 同(第二五九八号)</p> <p>裁判所の人的・物的充実に関する請願 (第一八四一号) 同(第一八四二号) 同(第一八四三号)</p>	<p>法務省</p>	<p>裁判所においては、裁判事務の合理化や人員配置の見直し等を図ってきたほか、裁判官、裁判所書記官等の増員や、施設の充実に努めてきたところであり、今後も、政府における総人件費改革の趣旨を踏まえつつも、裁判所の特質等を勘案し、司法</p>

<p>件名</p>	<p>同(第二〇七九号) 同(第二〇八〇号) 同(第二〇八一号) 同(第二〇八二号) 同(第二〇八三号) 同(第二一六八号) 同(第二一六九号) 同(第二一七〇号) 同(第二一七一号) 同(第二一七二号) 同(第二一七三号) 同(第二一七四号) 同(第二五九九号) 同(第二六〇〇号) 同(第二七七二号)</p>
<p>主な所管府省</p>	
<p>請願に対する処理要領</p>	

<p>件名</p>	<p>全ての世代が将来にわたって信頼できる年金・医療・介護等の社会保障制度の確立等に関する請願（第四号）</p>
<p>主な所管府省</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>一 政府としては、少子高齢化が急速に進行する中で、社会の担い手を増やし、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築することが必要と考えている。令和二年十二月に閣議決定した「全世代型社会保障改革の方針」には、後期高齢者の医療費の窓口負担割合の見直し等の医療制度改革や、不妊治療の保険適用、待機児童の解消や男性の育児休業の取得促進といった少子化対策等が盛り込まれており、第二百四回通常国会においても、この方針を踏まえて関連法案を提出し、成立したところ。</p> <p>また、政府においては、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化を達成するため、消費税率の引上げによる増収分を社会保障の充実・安定化に充てるとともに、その重点化・効率化にも取り組んできたところ。</p> <p>全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十六号）附則第二条第一項において、「政府は、この法律の公布後速やかに、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障制度の改革及び少子化に対処するための施策について、その実施状況の検証を行うとともに、総合的な検</p>

件名	
主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>討に着手し、その検討の結果に基づいて速やかに法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。」とされており、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を確立するため、引き続き不断の検討を進める。</p> <p>二 保護者の教育費負担の軽減については、令和元年十月からの幼児教育・保育の無償化に続き、令和二年四月より、年収五百九十万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化や、真に支援が必要な低所得世帯の子供たちを対象とした高等教育の修学支援新制度を進め、子育てや教育にかかる負担の大幅な軽減を図っている。また、子ども・子育て支援については、令和三年四月より「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受皿を整備するとともに、保育人材の確保を進めるなど、必要な施策を進めているところであり、引き続き、子ども・子育て支援の充実に取り組んでいく。</p> <p>高校生への奨学給付金制度については、平成二十六年度に、低所得世帯の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済不要の高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）を創設した。平成二十七年以降、補助対象の拡大や給付額の増額等の制度の拡充を行っている。</p>

件名	腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第三五号） 同（第三九号） 同（第三〇七号） 同（第四九三号）
主な所管府省	厚生労働省
請願に対する処理要領	<p>女性の就労意欲を支援する環境整備については、子育て世代の労働者が、仕事と子育てを両立できるように、育児休業等の両立支援制度の定着促進を図るとともに、令和元年五月に成立した女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十四号）において、事業主に対し女性活躍の推進に関する計画的な取組を広く促すため、管理職比率等の自社の課題に基づいた目標等を定める一般事業主行動計画の策定義務付けの対象を拡大するなど、様々な取組を総合的に進めている。</p> <p>若者の就労支援については、新規学卒者等の方々に対しては新卒応援ハローワーク、フリーターの方々に対してはわかものハローワーク等において、担当者制による職業相談等、個々のニーズに即したきめ細かな就職支援を実施している。</p> <p>一 腎疾患対策を総合的に実施するため、平成三十年七月に取りまとめた「腎疾患対策検討会報告書」を踏まえ、令和三年度予算において、都道府県等における患者等一般向けの講演会等の開催や医療関係者を対象とした研修の実施等に係る補助事業費を計上し、慢性腎臓病に関する正しい知識の普及</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第五一五号） 同（第六五七号） 同（第六五八号） 同（第六五九号） 同（第六六〇号） 同（第六六一号） 同（第六六二号） 同（第六六三号） 同（第六六四号） 同（第六六五号） 同（第六六六号） 同（第六六七号） 同（第六六八号） 同（第六六九号） 同（第六七〇号） 同（第六七一号） 同（第六七二号） 同（第六七三号） 同（第六七四号）		<p>と対策に必要な人材育成等を推進するとともに、慢性腎臓病診療連携体制を構築するためのモデル事業を引き続き実施する。また、自覚症状に乏しい慢性腎臓病の早期発見につながるよう健診結果に基づく受診勧奨の啓発ポスターを都道府県に配布し、厚生労働省ウェブサイトにおいても掲載している。</p> <p>腎疾患政策研究事業において、令和二年度から慢性腎臓病患者に特有の健康課題に適合した多職種連携による生活・食事指導等の実証研究を開始しており、腎疾患実用化研究事業においては、慢性腎臓病の早期発見、早期治療、重症化予防等を目的とする研究の推進を図っているところである。</p> <p>二 介護保険は、要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）により要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）であると認められた介護保険の被保険者に対して、介護サービスに係る保険給付を行うものである。六十五歳以上の者は原因を問わず、四十歳以上六十五歳未満の者は加齢に伴って生じる疾病が原因で、要介護状態又は要支援状態になったときに、要介護認定等を受けることができ、要介護者等と認められた腎臓病患者は、必要な介護サービスを受けることが可能である。</p>

件名	同(第六七五号) 同(第六七六号) 同(第六七七号) 同(第六七八号) 同(第六七九号) 同(第六八〇号) 同(第六八一号) 同(第六八二号) 同(第六八三号) 同(第六八四号) 同(第六八五号) 同(第六八六号) 同(第六八七号) 同(第六八八号) 同(第六八九号) 同(第六九〇号) 同(第六九一号) 同(第六九二号) 同(第六九三号)	主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>なお、いわゆる血液透析や腹膜透析については医療保険の対象となっており、介護老人福祉施設や介護老人保健施設に入所している要介護者等についても、透析に係る費用は医療保険から給付されることとなっている。また、医療保険制度においては、人工腎臓を実施している慢性腎不全について、自己負担限度額を軽減し、月額一万円(所得の額が一定以上の者は二万円)としているほか、高額介護合算療養費制度により、医療保険と介護保険における自己負担額の合計額が高額になる場合に、その負担を軽減する仕組みとしている。</p> <p>三 透析患者に対する通院の支援として、要介護認定等や障害福祉サービスの支給決定を受けた透析患者は、居宅から医療機関に通院する際の介助等のサービスを受けることが可能である。</p> <p>施設の整備については、高齢者に関しては、都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金により、地域密着型特別養護老人ホーム等の地域密着型サービスの施設の整備に必要な経費等の支援を行っており、また、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)に関しては、社会福祉施設等施設整備費補助金により、障害者等の障害福祉サービス等の基盤整</p>		

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第六九四号） 同（第六九五号） 同（第六九六号） 同（第六九七号） 同（第六九八号） 同（第六九九号） 同（第七〇〇号） 同（第七〇一号） 同（第七〇二号） 同（第七〇三号） 同（第七〇四号） 同（第七〇五号） 同（第七〇六号） 同（第七〇七号） 同（第七〇八号） 同（第七〇九号） 同（第七一〇号） 同（第七一一号） 同（第七一二号） 同（第七一三号） 同（第七一四号） 同（第七一五号） 同（第七一六号） 同（第七一七号） 同（第七一八号） 同（第七一九号） 同（第七二〇号） 同（第七二一号） 同（第七二二号） 同（第七二三号） 同（第七二四号） 同（第七二五号） 同（第七二六号） 同（第七二七号） 同（第七二八号） 同（第七二九号） 同（第七三〇号） 同（第七三一号） 同（第七三二号） 同（第七三三号） 同（第七三四号） 同（第七三五号） 同（第七三六号） 同（第七三七号） 同（第七三八号） 同（第七三九号） 同（第七四〇号）		<p>備に必要な経費の一部を補助しており、必要な整備を着実に進めていく。</p> <p>四 災害時における人工透析の提供体制については、「厚生労働省防災業務計画」（平成十三年二月十四日厚生労働省発総第十一号）に定めるとともに、東日本大震災の教訓を踏まえ、公益社団法人日本透析医学会災害時情報ネットワークシステムの機能強化に対する補助を行い、災害時の透析患者の受入体制の充実を図った。令和二年七月豪雨による災害等においては、同ネットワークシステムを通じ、国、地方公共団体及び公益社団法人日本透析医学会が連携して、人工透析の提供体制の確保に努めた。</p> <p>また、腎疾患政策研究事業において、令和二年度から慢性腎臓病患者（透析患者等を含む。）に特有の健康課題に適合した災害時診療体制の確保に資する研究を開始した。</p> <p>引き続き、地方公共団体及び公益社団法人日本透析医学会と連携するとともに、腎疾患政策研究事業を通じて得られた知見を踏まえ、災害時の透析患者の受入体制の整備に取り組んでまいりたい。</p> <p>五 腎臓移植を含めた移植医療の推進に向け、国民への普及啓</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第七四一号） 同（第七四二号） 同（第七四三号） 同（第七四四号） 同（第七四五号） 同（第七四六号） 同（第七四七号） 同（第七四八号） 同（第七四九号） 同（第七五〇号） 同（第七五一号） 同（第七五二号） 同（第七五三号） 同（第七五四号） 同（第七五五号） 同（第七五六号） 同（第七五七号） 同（第七五八号） 同（第七五九号）		<p>発に加え、令和三年度予算において、臓器提供施設の整備及び連携体制の構築のため、選択肢提示の実施（臓器提供意思の確認）や院内マニュアルの整備等に取り組みとともに、臓器提供事例が多い施設が、当該事例が少ない施設に対して研修等を行う事業を支援するための経費を引き続き計上した。</p> <p>また、再生医療については、令和三年度予算において、実用化に近い臨床研究を重点的に支援する経費等を計上し、研究体制の充実を図っている。</p> <p>再生医療の研究の推進に資するよう、引き続き、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）の規定に基づき、制度の円滑な運用に努めてまいりたい。</p>

<p>同(第八〇八号) 同(第八〇九号) 同(第八一〇号) 同(第八一一号) 同(第八一二号) 同(第八一三号) 同(第八一四号) 同(第八一五号) 同(第八一六号) 同(第八二一号) 同(第八二二号) 同(第八二三号) 同(第八二四号) 同(第八二五号) 同(第八二六号) 同(第八二七号) 同(第八二八号) 同(第八二九号) 同(第八三〇号)</p>	<p>件名</p>
	<p>主な所管府省</p>
	<p>請願に対する処理要領</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第八四一号） 同（第八四二号） 同（第八四三号） 同（第八五八号） 同（第八五九号） 同（第八六〇号） 同（第八六一号） 同（第八六二号） 同（第八七一号） 同（第八七二号） 同（第八七三号） 同（第八八五号） 同（第八九二号） 同（第八九三号） 同（第九〇四号） 同（第九〇八号） 同（第九一四号） 同（第九一五号） 同（第九二〇号）		

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第九二二号） 同（第九二五号） 同（第九二六号） 同（第九九〇号） 同（第一〇〇号） 同（第一四三七号） 同（第一四九八号） 同（第一七五九号） 同（第一七六〇号） 同（第一八七〇号） 同（第一九六五号） 同（第二一一三号） 同（第二二三四号） 同（第二四四五号） 同（第二四四六号） 同（第二七八六号） 同（第二七八七号） 同（第二九〇二号） 同（第二九〇三号）		

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
<p>パーキンソン病患者への難病対策の推進に関する請願（第三三三三号） 同（第四八九号） 同（第六二五号） 同（第八四五号） 同（第八九四号） 同（第八九五号） 同（第八九八号） 同（第九〇一号） 同（第九〇五号） 同（第九二三号） 同（第九二四号） 同（第九二七号） 同（第九二八号） 同（第九九三号） 同（第九九四号） 同（第一〇一九号） 同（第一〇二八号） 同（第一〇二九号）</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>一 パーキンソン病に関する研究については、厚生労働科学研究費補助金難治性疾患政策研究事業において、診断基準や診療ガイドラインの作成及び改訂を行い、その普及を図るとともに、疫学研究や生活の質の調査等を行っている。また、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の難治性疾患実用化研究事業においては、病態の解明や治療法の開発を目指す研究を実施している。これらの研究事業について、令和三年度予算においても約百億円を計上しており、引き続き、研究開発を推進してまいりたい。</p> <p>二 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号。以下「難病法」という。）においては、調査研究の推進と医療費助成を一体で進めるといふ難病対策の趣旨を踏まえ、患者数が本邦において一定の人数に達しないことを指定難病の要件の一つとして定めている。</p> <p>指定難病は難病法に基づく医療費助成の対象となるため、厚生科学審議会疾病対策部会指定難病検討委員会（以下「指定難病検討委員会」という。）において、難病法の要件への該当性について、客観的かつ科学的な観点から議論が行われているところ、見直しの検討を行う際には、難病法制定時の衆</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
<p>同(第一〇三〇号) 同(第一〇三二号) 同(第一〇三九号) 同(第一四四八号) 同(第一四四九号) 同(第一四五〇号) 同(第一六二五号) 同(第一七六二号) 同(第二二三九号) 同(第二七九一号)</p>		<p>議院及び参議院厚生労働委員会での附帯決議において、「指定難病の見直しに当たっては、患者数だけでなく、患者の治療状況や指定難病に指定された経緯等も考慮しつつ、慎重に検討すること」とされたことを踏まえ、指定難病検討委員会において慎重に議論が行われる必要があると考えている。</p> <p>三 経済的負担の軽減については、高額療養費制度により、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないようにするなど、その負担の軽減を図っている。また、特にパーキンソン病の患者を含む難病患者については、難病法に基づく医療費助成制度により、更なる経済的負担の軽減を図っている。</p> <p>また、難病患者に対する福祉サービスの提供については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)に基づく障害福祉サービスの活用が可能であり、就労支援については、公共職業安定所において、様々な難病の特性に応じた助言ができる難病患者就職サポーターを配置し、個々の特性を踏まえた職業相談等を行っている。引き続き、これらの施策の推進に取り組んでまいりたい。</p>

<p>件名</p>	<p>難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病 対策の総合的な推進に関する請願（第一 ○四四号） 同（第一〇六八号） 同（第一一六七号） 同（第一四七一号）</p>
<p>主な所管府省</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>四 パーキンソン病の患者を含めた難病患者が適切な医療を受けられるよう、医療費助成による経済的支援だけではなく、早期に正しい診断が付き、身近な医療機関で治療を続けられる医療提供体制の整備が必要と考えている。</p> <p>そのため、都道府県が指定する難病診療連携拠点病院や難病診療分野別拠点病院が中心となって、難病医療支援ネットワークと連携しながら、難病患者に対する相談支援や診療連携、入院調整等を行う体制の整備に取り組んでおり、令和三年四月一日現在、難病診療連携拠点病院については四十四自治体において七十九医療機関、難病診療分野別拠点病院については二十三自治体において六十一医療機関が整備されている。今後もこうした取組を積極的に進めてまいりたい。</p> <p>一 難病の原因究明、治療法の早期開発及び診断基準の確立等の難病の研究等の推進については、令和三年度予算において、約百億円を計上しており、厚生労働科学研究費補助金等の難病治療政策研究事業及び難病治療実用化研究事業に取り組んでいるほか、難病患者等のゲノムデータ基盤の構築を目的としたゲノム基盤の実証事業を行うための経費として約九</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第一四七二号） 同（第一五四四号） 同（第一五四五号） 同（第一五四六号） 同（第一五四七号） 同（第一六四八号） 同（第一六四九号） 同（第一六五〇号） 同（第一六五一号） 同（第一六五二号） 同（第一六五三号） 同（第一六五四号） 同（第一六五五号） 同（第一六五六号） 同（第一六五七号） 同（第一六五八号） 同（第一六五九号） 同（第一六六〇号） 同（第一六六一号）		<p>千万円を計上している。引き続き、これらの研究や事業を推進してまいりたい。</p> <p>治療体制の確立については、都道府県において、難病の医療提供体制を整備するための経費について、令和三年度予算において、約六億円を計上しており、令和三年四月一日現在で、難病診療連携拠点病院については四十四自治体において七十九医療機関、難病診療分野別拠点病院については二十三自治体において六十一医療機関が整備されている。引き続き、全ての都道府県で地域の実情に応じた医療提供体制が構築されるよう取り組んでまいりたい。</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号。以下「難病法」という。）第五条に基づく指定難病の対象となる疾病の拡大については、難病法施行時の百十疾病から、令和三年十一月時点において三百三十八疾病まで拡大したところである。また、ポスターの作成、リーフレットの配布、政府広報等を行っているところであり、これらの取組を通して、難病に対する国民の理解が促進されるよう、努めてまいりたい。</p> <p>二 難病や長期慢性疾病の患者の経済的負担の軽減については、</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第一六六二号） 同（第一六六三号） 同（第一六六四号） 同（第一六六五号） 同（第一六六六号） 同（第一六六七号） 同（第一六六八号） 同（第一六六九号） 同（第一六七〇号） 同（第一六七一号） 同（第一六七二号） 同（第一六七三号） 同（第一六七四号） 同（第一七八一号） 同（第一七八二号） 同（第一七八三号） 同（第一七八四号） 同（第一七八五号） 同（第一七八六号）		<p>高額療養費制度により、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないようにするなど、その負担の軽減を図っている。また、特に難病患者については、難病法に基づく医療助成制度により、更なる経済的負担の軽減を図っている。</p> <p>また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）に基づく障害福祉サービスについては、難病患者等も活用が可能であり、人材の確保及び研修の充実については、難病患者等に対する相談・支援等を行う難病相談支援センター事業を含む療養生活環境整備事業を難病法に位置付け、取組を推進しているほか、同センターに勤務する職員等を対象とした研修の全国的な実施等に取り組むことで、難病患者等の療養生活の質の維持向上を図っている。引き続き、これらの施策の推進に取り組んでまいりたい。</p> <p>三 難病患者については、高額療養費制度だけでなく、難病法に基づく医療助成制度により、更なる経済的負担の軽減を図っている。また、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九条の二の規定に基づく小児慢性特定疾病児童等についても、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び福祉の</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第一七八七号） 同（第一七八八号） 同（第一七八九号） 同（第一七九〇号） 同（第一七九一号） 同（第一七九二号） 同（第一七九三号） 同（第一七九四号） 同（第一七九五号） 同（第一七九六号） 同（第一七九七号） 同（第一七九八号） 同（第一七九九号） 同（第一八〇〇号） 同（第一八〇一号） 同（第一八〇二号） 同（第一八〇三号） 同（第一八〇四号） 同（第一八〇五号）		<p>向上を図ることを目的とし、児童福祉法に基づく医療費助成制度により、その家庭の更なる経済的負担の軽減を図るとともに、慢性的な疾病を抱える児童及びその家族の負担軽減並びに長期療養をしている児童の自立を図るため、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を実施している。</p> <p>また、難病の医療提供体制については、「難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針」（平成二十七年厚生労働省告示第三百七十五号）等を踏まえ、都道府県において地域の実情に応じた難病の医療提供体制を構築するに当たって参考とするための「難病の医療提供体制の構築に係る手引き」を示している。これらを踏まえ、令和三年四月一日現在で、難病診療連携拠点病院については四十四自治体において七十九医療機関、難病診療分野別拠点病院については二十三自治体において六十一医療機関が整備されており、引き続き、難病の医療提供体制の構築に取り組んでまいりたい。さらに、児童福祉法第二十一条の五の規定に基づき、「小児慢性特定疾病その他の疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針」（平成二十七年厚生労働</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第一八〇六号） 同（第一八〇七号） 同（第一九〇二号） 同（第一九〇三号） 同（第一九〇四号） 同（第一九〇五号） 同（第一九〇六号） 同（第一九〇七号） 同（第一九〇八号） 同（第一九〇九号） 同（第一九一〇号） 同（第一九一一号） 同（第一九一二号） 同（第二〇〇二号） 同（第二〇〇三号） 同（第二〇〇四号） 同（第二〇〇五号） 同（第二〇〇六号） 同（第二〇〇七号）		<p>省告示第四百三十一号）を策定し、小児から成人への移行期医療支援体制を構築するため、平成二十九年十月に都道府県向けの移行期医療に係るガイドを策定している。さらに、都道府県の移行期医療支援体制を整備するための経費について、令和三年度予算において、約三千万円を計上しており、今後も、慢性的な疾病を抱える児童等の健全な育成に係るこれらの施策を推進してまいりたい。</p> <p>難病及び慢性疾病等の障害のある幼児、児童及び生徒に関し、教育基本法（平成十八年法律第二百十号）及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の趣旨を踏まえ、特別支援学校、特別支援学級等において一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じた教育を行うなど、特別支援教育の充実に向けた取組を進めている。また、高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業を実施している。さらに、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十一号）の趣旨を踏まえ、学校において医療的ケアを行う看護師の配置に必要な経費を補助するとともに、学校における医療的ケアの実施体制の充実を図ることを目的とした事業を実施している。</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第二〇〇八号） 同（第二〇〇九号） 同（第二〇一〇号） 同（第二〇一一号） 同（第二一三一号） 同（第二一三二号） 同（第二一三三号） 同（第二一三四号） 同（第二一三五号） 同（第二二七四号） 同（第二二七五号） 同（第二二七六号） 同（第二二七七号） 同（第二二七八号） 同（第二四六六号） 同（第二四六七号） 同（第二四六八号） 同（第二四六九号） 同（第二四七〇号）		<p>今後も、「児童福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成二十六年五月二十日参議院厚生労働委員会）の趣旨も踏まえつつ、難病や小児慢性特定疾病の児童等に対する医療の一層の充実を図ってまいりたい。</p> <p>四 難病の医療提供体制については、「難病の医療提供体制の構築に係る手引き」等を踏まえ、現在、都道府県において、医療提供体制の整備を進めているところである。専門医療と地域医療の連携については、難病が疑われながらも診断がつかない患者について、患者本人や管内の医療機関からの診療相談に応じる難病診療連携コーディネーターを配置するほか、管内の難病医療に携わる医療従事者に対する研修を実施する難病診療連携拠点病院を整備することで、その強化を図っており、令和三年四月一日現在で、難病診療連携拠点病院については四十四自治体において七十九医療機関、難病診療分野別拠点病院については二十三自治体において六十一医療機関が整備されている。</p> <p>医師の確保については、平成二十年度以降、医学部入学生員を臨時的に増員してきており、令和三年度は九千三百五十七名としているほか、医師が不足している地域の病院に対す</p>

<p>件名</p>	<p>同(第二四七一号) 同(第二六五八号) 同(第二六五九号) 同(第二六六〇号) 同(第二八〇六号) 同(第二八〇七号) 同(第二八〇八号) 同(第二八〇九号) 同(第二九一七号) 同(第二九九七号) 同(第二九九八号) 同(第二九九九号) 同(第三〇〇〇号)</p>
<p>主な所管府省</p>	
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>る支援等を行っている。</p> <p>また、医師需給の見通しや、その確保策、地域偏在対策等について検討するため、平成二十七年十二月から「医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会」を開催し、同分科会での議論等を踏まえ、医師偏在対策等を内容とする「医療法及び医師法の一部を改正する法律案」を第百九十六回通常国会に提出し、同国会において成立、平成三十年七月二十五日に公布された。これを受け、具体的な取組について、平成三十一年三月に同分科会において取りまとめられた「第四次中間取りまとめ」を踏まえ、医師偏在対策を都道府県と共同して進めているところである。</p> <p>看護師等の確保については、これまでも、離職する看護師等について都道府県ナースセンターへの届出制度を活用した再就業の支援等の対応を行っているところである。</p> <p>また、令和元年十一月に「医療従事者の需給に関する検討会看護職員需給分科会」において取りまとめられた「中間とりまとめ」において、今後の看護職員確保策においては、これまで取り組まれてきた看護職員の総数不足への対応策だけでなく、看護職員の地域偏在や病棟から在宅領域への移行が</p>

<p>件名</p>	
<p>主な所管府省</p>	
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>課題となることが改めて示されたところであり、都道府県が各地域における課題を特定し、医療計画等において計画的に確保策を進められるよう支援等を行ってまいりたい。</p> <p>さらに、消費税増収分を活用した地域医療介護総合確保基金（医療分）については、令和三年度予算において、公費約千百七十九億円を計上しており、各都道府県における医療従事者等の確保及び養成に資するため、地域の実情に応じて本基金を活用していただくこととしている。</p> <p>難病患者に対するリハビリテーションについては、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションについて、特定医療費の支給対象とするとともに、在宅の難病患者の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスの提供に必要な技能を有するホームヘルパーを養成するため、令和三年度予算において、約千万円を計上し、自治体が実施する研修事業に対して補助を実施している。</p> <p>さらに、地域医療介護総合確保基金を活用した質の高い在宅医療の確保や、在宅医療に関する専門知識や経験を豊富に備え、地域で中心となって人材育成事業を支えることのできる高度人材の育成等の取組により、在宅医療の提供体制の充</p>

<p>件名</p>	
<p>主な所管府省</p>	
<p>請願に対する処理要領</p>	<p> 実に取り組んでまいりたい。 五 難病及び慢性疾病等の幼児、児童及び生徒の教育の保障については、三で述べたとおりである。また、特別な支援を必要とする子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体を支援している。 また、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）における「障害者」は、「心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者」とされており、難病患者の就労支援については、公共職業安定所において、様々な難病の特性に応じた助言ができる難病患者就職サポートターを配置し、個々の特性を踏まえた職業相談等を行っている。 他方、障害者雇用率制度では、法的公平性と安定性を確保するため、対象を明確かつ容易に判定できるよう、対象障害者の条件を、障害者手帳等を所持していることとしている。 その上で、障害者雇用率制度の対象障害者の範囲については、労働政策審議会障害者雇用分科会等において、必要な検討を行ってまいりたい。 </p>

件名	<p>新型コロナウイルス感染症と筋痛性脳脊髄炎の研究に関する請願(第一四二二号)</p> <p>同(第一四二二二号)</p> <p>同(第一四二三号)</p> <p>同(第一四二四号)</p> <p>同(第一四二五号)</p> <p>同(第一四二六号)</p>
主な所管府省	厚生労働省
請願に対する処理要領	<p>六 難病患者等の療養生活の質の維持向上を図るため、難病患者等に対する必要な情報提供及び地域交流会等の活動に対する支援を行う難病相談支援センター事業を含む療養生活環境整備事業を難病法に位置付け、取組を推進しているほか、各都道府県等に設置された難病相談支援センターの活動を支援するため、同センターに勤務する職員等を対象とした研修の全国的な実施等に取り組んでいる。</p> <p>今後も、同研修事業を行うとともに、難病相談支援センターにおける相談事例等の情報を共有するためのネットワークを活用し、都道府県等と難病相談支援センターとの連携強化及び相互支援に取り組んでまいりたい。</p> <p>筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群(ME/CFS)は、神経系、免疫系、内分泌系等の全身の機能に異常が生じる複雑な病態であり、世界的にもいまだ明確な病因・病態が解明できていない状況であると承知している。</p> <p>そのため、まずは病因・病態の解明が必要であるところ、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)の行う障害者対策総合研究開発事業において、診療・研究ネットワークの</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同(第一四二七号) 同(第一四二八号) 同(第一四二九号) 同(第一四三〇号) 同(第一四三一号) 同(第一四三二号) 同(第一四三三号) 同(第一四三四号) 同(第一四三五号) 同(第一五五〇号) 同(第一五五一号) 同(第一五五二号) 同(第一五五三号) 同(第一五五四号) 同(第一五五五号) 同(第一五五六号) 同(第一五五七号) 同(第一五五八号) 同(第一五五九号)		<p>構築や血液診断法の開発に向けた研究を行ってきたところである。</p> <p>いわゆる後遺症と呼ばれる新型コロナウイルス感染症の罹(り)患後症状については、いまだ明らかになっていない点も多く、まずはその実態を明らかにすることが重要と考えている。</p> <p>そのため、厚生労働省において令和二年度より、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状の実態把握や原因究明に関する調査研究等を実施しており、第三十九回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードで公表した中間報告においては、新型コロナウイルス感染症患者のうち、疲労感や倦怠感の自覚症状を認める者が見られるとされたところである。</p> <p>引き続き、必要な研究を進めてまいりたい。</p>

<p>同(第一五六〇号) 同(第一五六一号) 同(第一五六二号) 同(第一五六三号) 同(第一五六四号) 同(第一六七九号) 同(第一六八〇号) 同(第一六八一号) 同(第一六八二号) 同(第一六八三号) 同(第一六八四号) 同(第一六八五号) 同(第一六八六号) 同(第一六八七号) 同(第一六八八号) 同(第一六八九号) 同(第一六九〇号) 同(第一六九一号) 同(第一六九二号)</p>	<p>件名</p>
	<p>主な所管府省</p>
	<p>請願に対する処理要領</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第一六九三号） 同（第一六九四号） 同（第一六九五号） 同（第一六九六号） 同（第一八一〇号） 同（第一九一四号） 同（第一九一五号） 同（第一九一六号） 同（第一九一七号） 同（第一九一八号） 同（第二〇一四号） 同（第二〇一五号） 同（第二〇一六号） 同（第二〇一七号） 同（第二〇一八号） 同（第二一三六号） 同（第二一三七号） 同（第二一三八号） 同（第二一三九号）		

<p>件名</p>	<p>同(第二二八二号) 同(第二二八三号) 同(第二二八四号) 同(第二四七六号) 同(第二四七七号) 同(第二九二六号) 同(第二九二七号) 同(第二九二八号) 同(第二九二九号) 同(第三〇〇五号) 同(第三〇〇六号) 同(第三〇〇七号)</p> <p>現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の整備を目指すことに関する請願(第一四九二号) 同(第一四九三号) 同(第一四九四号) 同(第一四九五号)</p>
<p>主な所管府省</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>一 政府としては、誰もが生きがいを持つてその能力を最大限発揮することができる社会を創るため、積極的な就労促進、適正な労働条件の確保等に取り組んでいる。</p> <p>働き方改革については、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成三十年法律第七十一号。以下「働き方改革法」という。)の円滑な施行等に取り組んでおり、</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
<p>同（第一四九六号） 同（第一四九七号） 同（第一六九七号） 同（第一六九八号） 同（第一六九九号） 同（第一七〇〇号） 同（第一八一一号） 同（第一八一二号） 同（第一九一九号） 同（第一九二〇号） 同（第二〇一九号） 同（第二〇二〇号） 同（第二〇二一号） 同（第二〇二二号） 同（第二二八五号） 同（第二二八六号） 同（第二四七八号） 同（第二四七九号） 同（第二六六六号）</p>		<p>引き続き、「働き方改革実行計画」（平成二十九年三月二十八日働き方改革実現会議決定）に基づき着実に実施してまいりたい。</p> <p>就職氷河期世代への支援については、希望する就職ができずに不本意ながら不安定な仕事に就いていたり、無業の状態にある方々の就労支援を推進するため、公共職業安定所を通じた就職支援、地域若者サポートステーションを通じた職業的自立支援など、政府をあげて取り組んでいるところである。</p> <p>また、同一労働同一賃金については、働き方改革法により、パートタイム労働者、有期雇用労働者及び派遣労働者と、通常の労働者との間の不合理な待遇差を解消するための規定の整備等を行っており、令和三年四月から中小企業も含めて全面施行されている。</p> <p>これらの取組を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症への対応として、雇用と暮らしを守るため、雇用調整助成金の特例措置に加え、産業雇用安定助成金により、在籍型出向を活用した雇用維持を支援してまいりたい。また、離職者へのきめ細かな就労支援とともに、感染症の影響による離職</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
<p>てんかんのある人とその家族の生活を支える医療、福祉、労働に関する請願(第二一〇七号)</p> <p>同(第二一〇八号)</p> <p>同(第二一〇九号)</p> <p>同(第二一一〇号)</p> <p>同(第二二八八号)</p> <p>同(第二二八九号)</p> <p>同(第二二九〇号)</p> <p>同(第二二九一号)</p> <p>同(第二二九二号)</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>者で、就労経験のない新たな職業に就くことを希望する方には、トライアル雇用する事業主への支援等により、早期再就職を支援してまいりたい。</p> <p>二 都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所については、これまでも定員の合理化に対応しつつも、必要な体制整備に努めてきたところであるが、今後とも行政需要に的確に対応すべく必要な体制整備に努めてまいりたい。</p> <p>一 平成二十七年から実施している「てんかん地域診療連携体制整備事業」において、てんかんに罹(り)患している者・家族が専門的な治療や相談支援を受けられるよう地域診療連携体制を構築するため、てんかん診療拠点機関の整備を順次進めている。また、令和二年度からは、てんかん全国支援センターにおいて、てんかん患者及びその家族等と関係機関との円滑な連絡・調整を担うてんかん診療支援コーディネーターの認定制度の取組を進めている。引き続き、全国において地域におけるてんかん診療ネットワークの整備を進めてまいりたい。</p> <p>平成二十三年度から平成二十五年度までの厚生労働科学研究</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
<p>同(第二二九三号) 同(第二二九四号) 同(第二二九五号) 同(第二二九六号) 同(第二二九七号) 同(第二二九八号) 同(第二二九九号) 同(第二三〇〇号) 同(第二三〇一号) 同(第二三〇二号) 同(第二三〇三号) 同(第二三〇四号) 同(第二三〇五号) 同(第二三〇六号) 同(第二三〇七号) 同(第二三〇八号) 同(第二四八二号) 同(第二四八三号) 同(第二四八四号)</p>		<p>請願に對する處理要領</p> <p>究費補助金による障害者政策総合研究事業(精神障害分野) 「てんかんの有病率等に関する疫学研究及び診療実態の分析と治療体制の整備に関する研究」において、インターネット上に、全国の主なてんかん診療施設のリスト等を掲載し、地域診療と関連諸学会専門医が連携した「てんかん診療ネットワーク」の基盤を形成している。また、平成二十六年三月に策定した「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」(平成二十六年厚生労働省告示第六十五号。以下「指針」という。)において、専門的な診療を行うことができる体制を整備し、てんかんの診療ネットワークを整備する旨を盛り込み、平成二十七年からは、地域診療連携体制の構築のため、「てんかん地域診療連携体制整備事業」を実施し、全国にてんかん支援拠点病院の整備を進めている。</p> <p>さらに、平成三十年度から開始している各都道府県の第七次医療計画では、指針を踏まえて、てんかんを含めた多様な精神疾患等ごとに医療機関の役割分担を整理し、医療機関相互の連携を推進するとともに、患者本位の医療提供を実現していけるよう、てんかんに対応できる医療機関を明確化することとしている。</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第二四八五号） 同（第二四八六号） 同（第二四八七号） 同（第二四八八号） 同（第二四八九号） 同（第二四九〇号） 同（第二四九一号） 同（第二四九二号） 同（第二四九三号） 同（第二四九四号） 同（第二四九五号） 同（第二四九六号） 同（第二四九七号） 同（第二四九八号） 同（第二四九九号） 同（第二五〇〇号） 同（第二五〇一号） 同（第二五〇二号） 同（第二五〇三号）		<p>また、令和元年度から実施している厚生労働科学研究費補助金による障害者政策総合研究事業（精神障害分野）「てんかんの地域医療連携体制の推進のための研究」において、てんかん診療体制の均てんか患者・家族の支援ニーズに関する調査・研究を行っている。引き続き、地域におけるてんかんの専門的な診療を行うことができる体制や医療機関間の連携、てんかんの診療ネットワークの整備を進めてまいりたい。</p> <p>二 難治てんかんに関する研究・開発については、国立研究開発法人日本医療研究開発機構において、難治性疾患実用化研究事業により、平成三十年から令和二年度にかけて「低悪性度てんかん原性腫瘍の分子遺伝学的診断ガイドラインに向けたエビデンス創出」及び「海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかんの原因遺伝子同定と発症機構の解明」に関する研究を実施する等の取組を行ったところである。</p> <p>また、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（以下「センター」という。）の中長期目標において、難治性・希少性の疾患に関する研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等について重点的に取り組むよう定めている。</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同(第二五〇四号) 同(第二五〇五号) 同(第二五〇六号) 同(第二五〇七号) 同(第二五〇八号) 同(第二五〇九号) 同(第二五一〇号) 同(第二五一一号) 同(第二五一二号) 同(第二五一三号) 同(第二五一四号) 同(第二五一五号) 同(第二五一六号) 同(第二五一七号) 同(第二五二八号) 同(第二五二九号) 同(第二五三〇号) 同(第二五六八号) 同(第二六六九号)		<p>ることを受け、センターの中長期計画においては、重点的に取り組む研究開発として、「難治てんかんなどの難治性・希少性の高い疾患における治療薬の開発並びに標準治療法の確立に向けての研究開発」が挙げられており、難治てんかんに関する複数の研究が行われている。引き続き、病態解明や新薬開発に向けた研究の推進など、必要な支援を行ってまいりたい。</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)における「障害支援区分」の認定に関しては、てんかんに罹患している者を含む精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう、認定業務に携わる者の資質の向上を図る取組等を行っている。</p> <p>また、障害福祉サービスについては、市町村において、サービスの利用に関する具体的な内容や意向を把握した上で、個々の障害者の状況に応じた支給決定を行うこととなっており、引き続き、その周知に努めてまいりたい。</p> <p>てんかんに関する総合的な相談窓口の配置については、てんかんを含む精神医療及び精神保健福祉に関する相談に対応する精神保健福祉センター等で、相談指導を行う際に、必</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第二六七〇号） 同（第二六七一号） 同（第二六七二号） 同（第二六七三号） 同（第二六七四号） 同（第二六七五号） 同（第二六七六号） 同（第二六七七号） 同（第二六七八号） 同（第二六七九号） 同（第二八二九号） 同（第二八三〇号） 同（第二八三一号） 同（第二八三二号） 同（第二八三三号） 同（第二八三四号） 同（第二八三五号） 同（第二八三六号） 同（第二八三七号）		<p>要に依じて関係機関の協力を求めることとしており、引き続き、てんかんに罹患している者を含む障害者が地域社会で安心して暮らすことができる体制の整備に取り組んでまいりたい。</p> <p>四 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）に基づき、平成二十八年四月から、事業主に対し、雇用の分野における障害者に対する差別が禁止されるとともに、障害者が職場で働くに当たつての支障を改善するための措置の実施が義務付けられているほか、障害者に対する差別等が行われている場合、必要に応じて厚生労働大臣が助言、指導又は勧告を行うことができるとされている。</p> <p>同法の周知啓発に努めるとともに、てんかんに罹患していることを理由とする差別がなされている場合や、てんかんに罹患している者の能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善する等のために必要な合理的配慮の提供がなされていない場合など、同法の規定に違反する事案が認められる場合には、その是正を図ってまいりたい。</p> <p>さらに、平成三十年四月から、てんかんに罹患している者を含む精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者が</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
<p>同(第二八三八号) 同(第二九三一号) 同(第二九三二号) 同(第二九三三号) 同(第二九三四号) 同(第二九三五号) 同(第三〇〇九号) 同(第三〇一〇号) 同(第三〇一一号) 同(第三〇一二号) 同(第三〇一三号) 同(第三〇一四号)</p> <p>てんかんのある人とその家族の生活を支える啓発に関する請願(第二一一一号)</p> <p>同(第二三〇九号) 同(第二三一〇号) 同(第二三一一号) 同(第二五二一号)</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>法定雇用率の算定基礎に加わっており、引き続き、公共職業安定所において、障害者がその能力に適合する職業に就けるよう、個々の障害者の障害特性等に応じた就職支援に努めてまいりたい。</p> <p>政府としては、てんかんに関する正しい知識や理解の普及啓発を推進する観点から、公益社団法人日本てんかん協会及び一般社団法人日本てんかん学会が共催する「世界てんかんの日」記念事業や、同協会及び同学会が定める「てんかん月間」に対し、後援及び担当官による行政報告等を行っているところである。</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
<p>子どもの歯科矯正への保険適用の拡充に関する請願（第三〇三四号）</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>このほか、精神保健医療福祉の一環として、てんかんについて施策を講じているところであり、平成十六年九月に策定した「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において掲げた「こころのバリアフリー宣言」や平成二十一年九月に「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」において取りまとめた「精神保健医療福祉の更なる改革に向けて」に基づき、精神障害に関する正しい知識の普及啓発に取り組んでいる。また、平成二十七年からは、「てんかん地域診療連携体制整備事業」において、地域住民等への普及啓発を実施している。</p> <p>これらの取組に加え、平成二十六年三月に策定した「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」（平成二十六年厚生労働省告示第六十五号）において、てんかんに関する正しい知識や理解の普及啓発を推進する旨が規定されていることを踏まえ、「ヘルプマーク」の配布等の各地方公共団体での取組も参考にしつつ、てんかんに関する正しい知識や理解の普及啓発を進めてまいりたい。</p> <p>我が国の医療保険制度においては、基本的に、疾病、負傷等の発生を保険事故として保険給付が行われていることから、歯</p>

件名	
主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>科矯正については、唇顎口蓋裂等の先天性疾患に起因する咬（こう）合異常や顎変形症による歯列不正など、疾患と咬合異常や歯列不正との関係が明らかでない場合に保険給付の対象としており、歯科医師がこうした疾患を疑って診察、検査等の必要な診療を行った場合も保険給付の対象としている。</p> <p>保険給付の対象となる歯科矯正の範囲については、これまでも、安全性、有効性等の観点から、中央社会保険医療協議会（以下「中医協」という。）において議論の上、拡充してきているところであり、引き続き、関係学会の見解等も参考にしながら、中医協において議論を行ってまいりたい。</p> <p>また、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十三条第一項の規定により行われる児童生徒等の健康診断（以下単に「健康診断」という。）における咬合異常や歯列不正の検出は、児童生徒等に対し歯科矯正の勧奨を行うことを第一義的な目的とするものではなく、学習面を含む学校生活への配慮やう蝕（しよく）予防など、児童生徒等の将来を見据えた生活指導を行うことを重視すべきものであると考えている。</p> <p>その上で、健康診断において咬合異常や歯列不正を指摘された児童生徒等に対して、学校と地域の歯科医療機関との間で連</p>

	件名
	主な所管府省
<p>携しながら、養護教諭や学校歯科医による健康相談等の充実が 図られるよう周知する。</p> <p>引き続き、関係省庁において連携し、必要な取組を行ってま いりたい。</p>	<p>請願に対する処理要領</p>